

道路における民間の費用による照明灯設置について ～明るくて歩いて楽しい安心な道路（みち灯りプロジェクト）～

九州地方整備局 北九州国道事務所 管理第一課

1. はじめに

道路管理者が設置する道路照明は、夜間やトンネル等の明るさが急変する場所において、道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることを目的としています。

一方で、地域住民の方々からは「夜道が暗いので明るくして欲しい」「街を明るくしたい」など主に防犯や景観の視点から歩道への照明灯設置を望む強いニーズがあります。

このような地域の声に対応するため、令和7年2月に北九州国道事務所で公募を行った、『地域の企業や団体（以下、「実施団体」という。）などを念頭にした民間の費用による照明灯の設置を可能とすることにより、「明るくて歩いて楽しい安心な道路、街の形成を目的とする取り組み」（以下、「みち灯りプロジェクト」という。）』について紹介します。

2. 北九州市の概要とみち灯りプロジェクト公募区間の状況

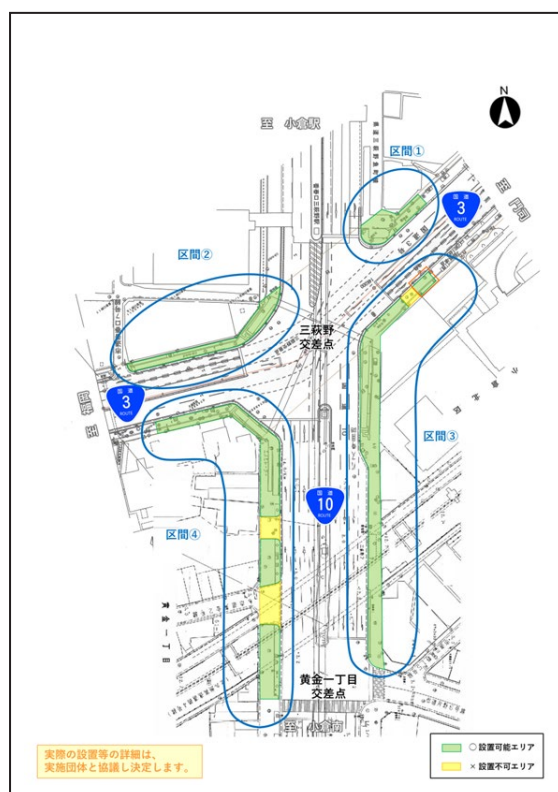
北九州市は福岡県の北部に位置し、関門海峡に面した九州地方最北端の都市でもあります。新幹線、フェリー、空港を利用した遠方からのアクセスもスムーズで利便性が高く、市内交通も鉄道、モノレール、バスといった公共交通機関をはじめ、都市高速道路も整備されており、交通インフラが充実した九州の玄関口となっています。

今回、市内中心部にほど近い北九州市小倉北区三萩野地区内の一般国道3号と一般国道10号が分岐する三萩野交差点周辺の歩道において、みち灯りプロジェクトを公募することとしました。（図－1）

公募区間は、国道の上空に横断歩道橋、モノレール並びに都市高速道路が設けられた交通の要所となっています。（図－2）



図－1 位置図

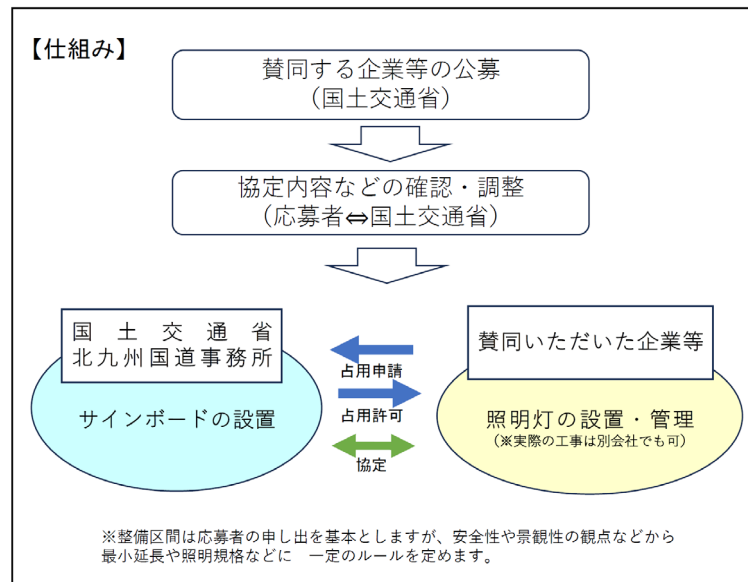


図－2 公募区間図

3. みち灯りプロジェクトのスキーム

民間費用による照明灯の設置を可能とするため、賛同する実施団体を公募し、決定した団体は、道路法第 32 条に基づく道路占用許可申請手続きを行うとともに、責任分担などの取り決めを行うため、別途北九州国道事務所と協定締結を行います。

実施団体は道路占用許可及び協定締結後、照明灯を設置し維持管理を行い、北九州国道事務所がプロジェクト名、団体名を表示するサインボードを設置します。(図－3)



図－3 みち灯りプロジェクトのスキーム

4. 実施にあたっての検討事項

実施にあたり照明灯設置については、道路法第 32 条に基づく道路占用許可が必要となることから、道路占用許可基準及び協定等について以下のとおり検討を行いました。

(1) 照明灯の占用物件としての該当性について

道路法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当している物件に限り道路を占有することが認められています。(限定列举)

北九州国道事務所管内においては、街灯を同項第 1 号「電柱、電線、変圧器、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物」に該当する占有物件として認めているため、照明灯についても同様に整理しました。

(2) 無余地性について

道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合に限り道路の占有は認められています。

そのため、実施区間内において道路利用者の安全性などを考慮した上で、北九州国道事務所が道路（歩道）の敷地外に余地がないと認める場所で設置を進めることとします。

(3) 照明灯設置場所について

道路法施行令第 10 条第 1 項第 1 号イ(4)において、設置する場所は歩道内の車道に近接する部分とさ

れています。

(4) 照明灯の仕様について

設置場所が歩道内の車道に近接する部分に限られているため、配光効果を考慮し、歩道より高い位置から照らすポール式（片側配光）仕様を基本に進めることとします。

(5) 協定について

実施団体と協定を締結し、目的や実施区間、実施期間、責任分担などを明確にします。

- ① 実施団体は照明灯設置をし、道路の美観活動を行うこと。
- ② 北九州国道事務所は、実施区間を明らかにするために、プロジェクト名、実施団体及び北九州国道事務所を表示するサインボードを設置すること。（図－４）
- ③ 設置する照明灯については、道路の安全性や景観を損なわないものを実施団体が選定し、北九州国道事務所と協議のうえ了承を得るものとする。

など

(6) 実施期間について

道路占用許可に基づく道路占用許可期間により５年以内とします。

（道路占用許可期間終了前に更新の確認を行う）

(7) その他留意事項について

安全性、景観性、連続性などを考慮したうえで照明灯の仕様（形状、照度、色彩など）を決定します。



図－４ サインボード

5. 今後に向けて

現在、複数の団体から賛同をいただいております。各検討事項を踏まえ、照明灯の仕様、詳細な設置位置の決定を行うとともに、道路占用許可申請手続きを進め、照明灯の設置を行う予定としています。

また、今回の検討事項については、他の設置検討箇所において活用し、今後における取り組みを進めていきます。